

◆◆◆欧州知的財産ニュース◆◆◆

2006年11～12月号 (Vol.16)

2006年12月22日

JETRO デュッセルドルフセンター

目次

(記事の閲覧には pdf ファイルの「しおり」もご利用ください。

ジェトロ・ウェブサイトの欧州の知財ページも併せてご利用ください。

<http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/>

《 特許 》

- ・ WIPO, 2004年の特許統計を公表
- ・ EPO, ビジネス方法分野の PCT 機関としての管轄制限を 2 年間延長
- ・ WIPO, 「国際特許制度 2005 PCT 年次報告」を公表
- ・ ドイツ特許商標庁シャーデ長官, 年次総会において講演
- ・ 欧州の特許裁判官, 将来の欧州特許裁判所における手続き規則についての決議を承認
- ・ 英国控訴院, ビジネス方法, ソフトウェア特許について特許性判断の手法を明確化
- ・ 英国特許庁, コンピュータプログラム及びビジネス方法の特許性の運用にかかる通知を公表
- ・ 欧州委員会, 特許の価値にかかる報告書を公表
- ・ EPO, OECD, UKPO, 会合「特許: 価値の実現と保証」を共催
- ・ 欧州議会, ”欧州の特許制度にかかる政策オプション”と題するワークショップを開催
- ・ 北欧特許庁, 2008 年 1 月から出願受付を開始
- ・ ドイツ連邦司法大臣, 国会演説で特許について言及
- ・ 欧州委員会の作業部会, 「欧州における ICT 産業の競争力育成」と題する報告書を公表
- ・ マックリービー氏, 欧州議会で講演し知的財産に言及
- ・ マックリービー氏, IP サミット 2006 で欧州の知的財産保護について講演
- ・ 英国財務省, 知財に関するゴアーズ・レビューを公表

《意匠・商標》

- ・ 欧州司法裁判所，商標権侵害物品の通過について商標権者に厳しい判断
- ・ オーストリア特許庁，商標の価値に関する”ブランド・シンポジウム 2006”を開催

《模倣品・海賊版対策》

- ・ 欧州委員会，EU 税関水際における模倣品・海賊版差止実績（2005）を公表
- ・ マンデルソン委員，中国特許庁を訪問し知財問題で圧力
- ・ 世界保健機関，模倣医薬品対策を強化
- ・ ドイツ連邦司法大臣，模倣品・海賊版対策について演説

《特許情報・電子出願》

- ・ スイス連邦知的財産庁，2005年の年報を公表

《その他》

なし

【編集後記】

今年の欧州は、イノベーション・知財に関する戦略が最も活発に議論された年でした。欧州委員会による将来の特許制度に関する公聴会の開催及びイノベーション戦略の公表、欧州特許庁と加盟国特許庁による戦略ディベートにおけるワークシェアリングと欧州特許ネットワーク構築の議論、英国での知財に関するゴアーズレビュー公表など、今後の欧州の舵取りを模索する姿が顕著でした。他方、模倣品問題についても、EU-米サミットにおけるアクションプログラムの立ち上げ等、EU 及び欧州各国の閣僚レベルによる積極的な発言が目立ち、対中国を中心とした模倣品問題への意欲的な取組の姿勢が印象的でした。特許分野ではフランスでロンドンプロトコル合憲判決が出され、意匠分野では EU のヘーグ協定ジュネーブ条約への加入が前進し、また商標分野では英国が相対的拒絶理由の見直しを検討するなど、緩やかにしかし確実に欧州内での制度調和に向けて進展し

ています。来年初めにはEUが27カ国に拡大し、知財に関心の高いメルケル首相率いるドイツがEU議長国及びG8議長国を兼任します。また、来年末には改正欧州特許条約‘EPC2000’がついに発効を迎えます。

欧州知的財産ニュースは、JETROデュッセルドルフセンター産業財産権調査員(坂東・北村)により作成されたものです。配信又は配信中止のご希望、内容に関するお問い合わせ、ご意見・ご希望は、patent_tcd@jetro.go.jp までお知らせ下さい。

Copyright(C)2006JETROデュッセルドルフセンター(坂東・北村)All rights reserved.

本メールの掲載内容を許可なく転載すること、配信された電子メールの第三者への転送、Webサイトへアップすることは固く禁じます。なお、掲載するニュースの記載内容については、正確性を十分に期しておりますが、記載の内容に起因する損害や不利益等が生じても責任は負いかねますので、予めご了承下さい。

《 特 許 》

・ WIPO, 2004年の特許統計を公表

世界知的所有権機関 (WIPO) は、10月16日、2004年の世界の特許活動にかかる統計「WIPO特許報告」を公表した。

これによると、世界の特許出願件数は1985年の884,400件から2004年には1,599,000件へと約2倍に増加し、1995年以降平均すると毎年4.75%増加していることになるが、これはこの期間の世界におけるGDPの毎年の成長率が平均5.6%であることとよく一致している。また、韓国、中国、ブラジル、インド、メキシコなどにおける特許出願の急増は市場の国際化を反映している。

特許出願件数を国別にみると、日本が約42万件でトップ、2位米国で、これに韓国、中国、欧州特許庁を加えた上位5つの特許庁で世界の出願件数の75%を占める。なお、欧州で出願件数が多い国は6位ドイツ、10位イギリス、13位フランスなど。

登録された特許件数を国別にみると、1位は米国約16万件で、以下日本、欧州特許庁、中国、韓国と続き、この5つの特許庁で世界の75%を占める。

国内出願件数を国別にみると、日本、米国、韓国、ドイツ、中国と続き、一方、外国出願件数を国別にみると、米国、欧州特許庁、中国、日本、カナダと続く。また、国内出願に対する外国出願の件数の比率をみると、比率の高い順にメキシコ、フィリピン、シンガポール、カナダ、ノルウェーと続く。

外国出願について出願人の国別にみると、日本、アメリカ、ドイツ、韓国、フランスと続く。

人口100万人当たりの出願件数は、日本2,884件、韓国2,189件、米国645件の順となり、一方GDPや研究開発費に対する特許出願件数では、いずれも1位韓国、2位日本と逆転する。

PCT出願件数は、1990年に19,809件であったものが2005年には135,602件に大幅に増加、特に1990年から2000年にかけては毎年平均16.8%の成長を続けた。

報告書は、特許出願が世界的な経済成長と密接に関連しており、特許制度が拡大する世界的な経済活動において重要な役割を果たしていることが伺える内容で、各企業が市場における投資を保護すべく知財制度をますます活用していることが伺える。

なお、この報告の中で用いられている統計は、各国特許庁から毎年WIPOに提供されている情報に基づいており、必要なデータがない箇所についてはWIPOが既存のデータを利用するなどして見積もったものが用いられている。

——— WIPO 特許統計全文は、以下参照 ———

http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/patents/patent_rEPOrt_2006.html

・ EPO, ビジネス方法分野の PCT 機関としての管轄制限を 2 年間延長

欧州特許庁 (EPO) は, ビジネス方法の分野における PCT 国際調査機関及び国際予備審査機関としての EPO の管轄についての制限が適用される期間を 2 年間延長して 2009 年の 3 月 1 日までとする旨, 10 月 30 日発行の欧州特許庁公報 2006 年 10 月号 (The Official Journal EPO 10/2006) 第 555 頁で発表した。

ビジネス方法の分野における PCT 機関としての EPO の管轄制限については, 2001 年 11 月 26 日付け EPO 長官からの通知 (注 1) のパラグラフ 1 (a) 及び (b) に言及がある。これは, 2005 年 3 月 1 日に終了となることから, 2004 年 12 月 1 日付け EPO 長官からの通知 (注 2) により 2 年間延長され 2007 年 3 月 1 日までとされていた。今回の発表により, さらに 2 年間延長されて 2009 年の 3 月 1 日までとなる。

(注 1)

欧州特許庁公報 2002 年 1 月号 (The Official Journal EPO 1/2002) 第 52 頁参照。

(注 2)

欧州特許庁公報 2005 年 2 月号 (The Official Journal EPO 2/2005) 第 149 頁参照。

——— 欧州特許庁公報 2006 年 10 月号第 555 頁は, 以下参照 ———

http://www.european-patent-office.org/EPO/pubs/oj006/10_06/10_5556.pdf

——— 欧州特許庁公報 2002 年 1 月号第 52 頁は, 以下参照 ———

http://www.european-patent-office.org/EPO/pubs/oj002/01_02/01_0522.pdf

——— 欧州特許庁公報 2005 年 2 月号第 149 頁は, 以下参照 ———

http://www.european-patent-office.org/EPO/pubs/oj005/02_05/02_1495.pdf

・ WIPO, 「国際特許制度 2005 PCT 年次報告」を公表

世界知的所有権機関 (WIPO) は, 「国際特許制度 2005 PCT 年次報告」(日本語) を公表した。WIPO が毎年公表しているもので PCT に関する統計などが公表されている。

主な内容は, 以下の通り。

- ・ 2005 年の国際特許出願の出願件数は 134,000 件を超え, 2004 年に比べて 10.6% 増加。
- ・ 出願上位国を見ると, EPO 加盟国 47,239 件, 米国 46,019 件, 日本 24,815 件, ドイツ 15,995 件, フランス 5,737 件の順。
- ・ 出願件数の増加率が高かった国は, 中国 46.6% 増, 韓国 31.8% 増, 日本 22.5% 増で, 2

年連続顕著である。

- ・出願人の上位は、フィリップス(オランダ)2,492件、松下電器2,022件、シーメンス(独)1,399件、以下ノキア、ボッシュなどとなっており、上位15位までにドイツ企業が5社入った。
- ・国際事務局が受理した出願件数は7,883件で、うち45.3%は電子出願(前年は35.1%)で(国際出願全件のうち電子出願は26.3%)電子出願の利用が拡大している。国際事務局では2005年に紙形式で受理した出願もスキャンして電子形式で扱う電子ドシエを開始している。また、受理官庁及び/又は国際調査機関としての12の官庁がPCT電子データ交換サービス(EDI)を介して文書の電子形式での送付を開始した。
- ・2005年パテントスコープ・ポータルサイト(www.wipo.int/patentscope)が開設され、WIPOの特許及びPCT関連のサービス・活動の全ての情報(PCT出願公開情報を含む)が利用可能となった。
- ・2006年4月1日からPCT国際出願の国際公開を電子形式で行うサービスを開始した。
- ・IPC第8版が2006年1月1日に施行された。

—— WIPOが公表した「国際特許制度 2005 PCT年次報告」は、以下参照 ——
http://www.wipo.int/export/sites/www/PCT/ja/docs/PCT_2005.pdf

・ドイツ特許商標庁シャーデ長官、年次総会において講演

ドイツ特許商標庁(DPMA)は、10月18日、産業界及び特許弁護士計約100名を招待し、庁幹部を交えて年次総会を開催した。この年次総会におけるシャーデ長官による講演概要以下の通り。

1. 特許審査

- ・42%の出願手続きが2年以内に完了したが、「2010年までには、90%の出願を2年以内に完了する」との目標達成は難しい。そこで、出願人による更なる貢献を期待する。
- ・係属中の案件(=滞貨)を減らすことが最重要課題。2006年は前年に比べて滞貨減少度合いが少なかったが、2007年はより大幅に滞貨減少の見込み。
- ・「出願から8月以内に全件サーチレポート作成」との長期目標に関し、「2008年には90%達成」との中期目標は維持している。2006年現在、40%の案件は8月以内にサーチレポートを作成し、70%の案件は10月以内に、そして86%の案件は12月(優先権主張期間)以内に作成されている。
- ・アンケート調査の結果によれば、ユーザーはDPMAの審査の質について満足している。
- ・EPO及び他国の特許庁と協力して品質の国際基準を作成している(注、6月のEPOor管理理事会で決定された、欧州品質システム(European Quality System)の検討作業部

会への言及と思われる。)

- ・異議申立処理について、「75%の案件を1年以内に完了する」との目標は、当事者の口頭審理への参加によって支えられている。更なる貢献を望む。
- ・今年前半退職した特許審査官の補充はしていない。来年はより多くの審査官を採用予定。若い審査官は良い仕事をしている。

2. 情報

- ・出願手続のための新規ソフトウェア「PaTrAS (Patent and Trade Mark Application System)」(注1)の導入により、国内特許出願、EPO出願、PCT出願、特許/商標の異議申立て、特許に関する行政不服申立て、国内商標出願について、電子出願が可能となっている。

3. 総務

- ・今年度のDPMAの収支は黒字。すなわち、DPMAによる収入は260百万ユーロ、DPMA及び連邦裁判所による支出は224百万ユーロ(支出のうち、125万ユーロは人件費)。
- ・DPMAによる手数料収入は一旦連邦予算に組み込まれるが、DPMAはそこから予算を得ており、一般納税者には一切負担をかけていない。
- ・今年は77名の職員が新たに在宅業務を行うようになり、在宅業務をしている職員総数は約300名に達した。

4. EPOとの関係についての特許戦略

- ・EPOr管理理事会では、EPOと各国特許庁との業務分担をどうすべきかについて、激しい議論がなされており、議論は終焉していない。
- ・欧州内の特許庁の業務を、プライベートセクターに委託したり、欧州外の特許庁に委託することは、論外。
- ・管理理事会におけるDPMAのスタンスは「欧州特許条約はEPOの基礎であり、アンタッチャブル。EPOの機能を強化すべき。特許出願の最終判断というコア業務はEPOから各国特許庁に外注すべきではない。それ以外の業務は外注可能。」
というもの。

しかし残念なことに、上記DPMAのスタンスは、全EPC加盟国の共通見解ではない。

5. 中国知識産権局(SIPO)との協力

- ・DPMA-SIPO間の協力は25年来続いており、その記念式典が9月に開催された。
- ・2006年9月14日に、両庁間の更なる協力について署名がなされた。協力の内容は、(1)SIPOで新規に採用された審査官の研修に対しDPMAが支援を行う、(2)審査官レベルの交流のみならず庁幹部による定期的交流を行う、というもの。

—— シャーデ長官スピーチ原文(ドイツ語)は、以下参照 ——

http://www.dpma.de/infos/ibe/ibe_2006/vortrag_1.pdf

(注1) 「PaTrAS」

「Patent and Trade Mark Application System」。ドイツ、英国、デンマーク、スウェーデン、スイスの各特許庁と共同で開発された電子出願システム。EPO のソフトウェア・EPOline との互換性有り。

・欧州の特許裁判官、将来の欧州特許裁判所における手続き規則についての決議を承認

欧州特許弁理士協会 (EPLAW) (注1) とEPOは、11月2～5日ヴェニスにおいて第2回特許訴訟に携わる欧州の裁判官のフォーラム (second Forum for European Judges inVolved in patent cases) (注2) を共催し、欧州各国から参加した26名の裁判官が、欧州特許裁判所 (European Patent Court) における手続き規則 (Rules of Procedure) のためのガイドラインに係る決議 (Resolution) を11月4日に承認した。

この決議では、欧州特許裁判所が設立された際にどのような手続きを採用すべきかについて記載しており、特許訴訟のあらゆる側面を扱っていて、訴訟の開始、口頭審理などが含まれる。現在はEU各国が独自の実質的に異なる手続き規則をもっていることから、欧州の全ての国が合意する手続きの作成には困難が予想される。

この決議の特徴の一つに、訴訟関係者に厳しい時間制限を課している点が挙げられる。裁判所は、意見や証拠などの検討をする場合は主に紙ベースで行い、また、口頭心理

(oral hearin) は、原則長くても1日以上は行うべきではなく、弁論 (argument) のための時間は前もって制限が設定されうる、としている。このことは、訴訟に要する期間の短縮のみならず、訴訟費用の削減にも効果が期待される (訴訟費用の高いイギリス、訴訟に時間のかかるイタリアの裁判に有効となろう。)

同決議には、EPLAWが支持しているほか、出願人サイドからも概ね好感を得ていると伝えられており、背景には特許裁判が安く、早くあるべきだとの要求が強いことが伺える。

折しも欧州委員会 (European Commission) では、欧州における特許制度改革の議論が活発化し、域内市場・サービス総局 (Information Market and Services DG) の担当委員チャーリー・マックリービー (Charlie McCreevy) 氏を中心に改革を推進しており、今般の欧州各国からの裁判官による決議がこれらの議論に与える影響も興味深い。

(注1) 欧州特許弁理士協会 (EPLAW: European Patent Lawyers Association)

2001年設立。非営利団体。目的は、欧州における特許問題を公正かつ効率的に扱うこと、欧州における特許法にかかる訴訟経験がそれなりにある弁理士間の連携を強化すること。

メンバーは、欧州域内の国の法曹界あるいはそれに類する法律関係の団体に認められた弁護士でなければならず、かつ特許法にかかる実質的な訴訟経験を有しているものでなければならない。

(注2)

第1回同フォーラムは2005年10月14～16日に開催された。第2回同フォーラムの参加者には、欧州各国(英, 独, 仏, 伊, スイス, スペイン, オランダなど)からの裁判官26名, EPLAWのメンバー8名が含まれており, デュッセルドルフ地方裁判所(District Court of Düsseldorf)のグラビンスキー判事(Judge Klaus Grabinski)の名前もみられる。

—— EPLAWのプレスリリースは, 以下参照 ——

<http://www.eplaw.org/News.asp>

—— 欧州の特許裁判官による決議は, 以下参照 ——

<http://www.eplaw.org/Downloads/Second%20Venice%20Resolution%20dated%2004%20November%202006.pdf>

—— 第2回同フォーラムのプログラム及び参加者リストは, 以下参照 ——

<http://www.eplaw.org/Downloads/Venice%20Forum%202-5%20November%202006.pdf>

—— 第1回同フォーラムにおける決議は, 以下参照 ——

<http://www.eplaw.org/Downloads/Venice%20Resolution.pdf>

・英国控訴院, ビジネス方法, ソフトウェア特許について特許性判断の手法を明確化

英国控訴院(Court of Appeal)(注1)は, 欧州特許条約第52条(2), (3)に規定されるビジネス方法及びコンピュータプログラムの特許性の排除(注2)に関係する2つの事件について10月27日判断を示した。

この判断においては, 英国におけるビジネス方法及びコンピュータプログラムにかかる発明について特許性排除の判断をどのように行うかのアプローチを明確化しており, 他の判例で用いられた, 発明が先行技術に対する”技術的貢献(technical contribution)”を有するかどうかをチェックする手法を支持するとともに, 新たに4つのステップからなるテスト方法を提示, 11月2日には英国特許庁が今後この方法に基づいて審査を行っていくとの通知を発表するなど, 大きな意義を持つ。また, 一方でEPOのこの分野の判断が安定したものではなく, コンピュータプログラム発明について寛容な審査をしすぎていることに対する指摘となっている点も興味深い。今後のEPOのこの分野の審査にも影響を与える可能性もある。概要は以下の通り。

争われていたのは、Aerotel Ltd 対 Te lco Holdings Ltd.他 の事件 (ビジネス方法) , 及び Neal William Macrossan 氏の出願にかかる事件 (コンピュータプログラム) 。

[経緯]

Aerotel社の上訴：

Telco社は、特許侵害でAerotel社に訴えられたため、これに対抗してAerotel社の有する特許 (特許番号 2, 171, 877) 無効の裁判を起こした。2005年2月に特許県裁判所 (Patents County Court) に持ち込まれ、同年11月に事件の複雑さ、扱われている額などを考慮して高等法院 (High Court of Justice) に移された。2006年2月Telco社は、特許性の排除に関して略式判決 (summary judgment) の適用を申請。2006年5月3日には特許無効の判断が示され上訴された。

この特許出願は、利用可能な電話装置から電話をする方法についてのもの。

Macrossan氏の上訴：

Macrossan氏は、英国特許番号 0314464. 9. の出願人であるが、英国特許庁は、この出願の主題事項は特許することができないと判断。続いて口頭審理が実施され、2005年3月22日特許庁の判断を支持する決定がなされた。理由は、この発明は、精神活動を行う方法、ビジネスを行う方法、コンピュータプログラムにあたり、かつなんら技術的貢献 (technical contribution) がない、というもの。Macrossan氏は上訴し、2006年4月3日上訴棄却の決定がなされた。その後許可が得られ再び上訴。

この特許出願は、ユーザとリモートサーバ間の通信によって、企業を合併するために必要となる書類を獲得、製作する自動的方法についてのもの。

[判断]

2つの事件は、つまり欧州特許条約第52条(2)、(3)の解釈にかかるものであり、この規定は英国の特許法 (Patent Act 1977) では第1条(2)に規定されており、文言自体に違いはあるものの意味の違いはないとされている。また、EPOの審判部 (the EPO Boards of Appeal) も特許性の排除については同条文に基づいて扱っている。

判断に当たっては、これら条文の解釈、過去の関連する英国やEPO審判部の判断、欧州域外にも米国の判断の他、TRIPSなど考慮すべきあらゆる観点から慎重に考察を行っている。

その上で、EPOの判断については互いに矛盾する場合があると指摘、またより広い解釈がなされている米国については役に立つ指針は見出せないとした。EPOの審判部の判断は重視する必要があるとしつつも、これまで判例で3つの異なる新しいアプローチが示されているが、どれも互いにある程度の矛盾があることから、時期尚早とし、EPOのケースには必ずしもとらわれないとした。

そして英国におけるこれまでの裁判の判断には拘束されるとし、Merrill Lynch のケー

スを挙げ、”技術的効果 (technical effect)”アプローチ (クレームに定義された発明が先行技術に対する”技術的貢献”をするか否かを問い、もし技術的貢献をしないのであれば特許性がないと判断するアプローチ) を採用するとした。

そして、さらに一般的なアプローチとして英国特許庁が提唱した4ステップテスト (four-step test) アプローチが適用可能であるとした。このテストは次の4ステップからなる。

- ・適切なクレームの解釈
- ・実際の貢献 (contribution) の特定
- ・貢献自体 (部分的にではなく) が特許を受けることができない発明の主題 (subject matter) に該当するか否かの判断
- ・実際のあるいは想定される貢献が本当に本質的に技術的なものか否かのチェック

このうえで、Aerotel社の上訴については、貢献が単なるビジネス方法自体ではなく、そのような方法のための新しい装置の使用にあたることから、特許性を認めるとした。

一方、Macrossan氏の上訴については、この発明はビジネス方法自体にあたり、かつコンピュータプログラム自体にかかるものである、また技術的貢献も見出せない、として特許性を否定した。また、これに関連して、特許性の排除を精神的に行われて来えたことを電子的手段で行う程度にまで拡大することについては、明確な結論を示さなかった。

出願人であるMacrossan氏側は、この判断に不服として貴族院 (House of Lords) に上訴することを検討する模様。

なお、英国特許庁は、この控訴院の判断に基づき、11月2日、コンピュータプログラム及びビジネス方法の特許性の運用を明確化する通知を公表し、今後英国特許庁が、これらにかかる特許出願の特許性判断をどのように行っていくかを明確にした。

(注1) 英国の裁判

英国の裁判所には、貴族院 (House of Lords)、控訴院 (Court of Appeal)、高等法院 (High Court of Justice)、県裁判所 (County Court) などがある。高等法院には衡平法部 (Chancery Division) の下に知財事件を専門に扱う特許裁判所 (Patent Court) が設けられている。県裁判所の中でロンドンのものには特許県裁判所 (Patents County Court) が置かれており、特許侵害訴訟の第1審を扱う。

特許出願された発明が特許を受けることができないと認められると、拒絶査定が送達される。この拒絶査定に不服であれば、高等法院の特許裁判所に上訴することができる。この判決に不服であれば控訴院に上訴ことができ、原則三人の裁判官で審理される。貴族院は、国会の一院であり、民事事件及び刑事事件の最終上告審。法律問題のみを扱い、控訴院の許可が必要。重要な法律上の議論がある事件、公共の利益に関する事件などの場合に許可される。

(注2) 欧州特許条約

第II部 実体特許法

第I章 特許性

第52条 特許することができる発明

(2) 次のものは特に(1)にいう発明とはみなされない。

(a) 発見，科学理論及び数学的方法

(b) 美的創造物

(c) 精神的な行為，遊戯又は業務の遂行のための計画，法則及び方法，並びにコンピュータ・プログラム

(d) 情報の提示

(3) (2)の規定は，欧州特許出願若しくは欧州特許が同項に規定される対象又は行為それ自体に関係している範囲内においてのみ，当該対象又は行為の特許性を排除する。

(注3) 英国特許法 (Patent Act 1977)

第I部 新国内法

特許性

第1条 特許することのできる発明

(2) 特に，次のものは本法の適用上，発明とは認めない。

(a) 発見，科学理論又は数学的方法，

(b) 文学的戯曲的音楽的又は美術的著作物その他何らかの審美的創作物，

(c) 精神的行動，遊戯若しくは業務執行の図式，規則若しくは方法又はコンピュータ・プログラム，

(d) 情報の提供，

から構成される何らかの事物，もつとも，前記の規定は，特許又は特許出願が当該何らかの事物に係わる限度においてのみ本法の適用上，発明として当該何らかの事物を取り扱うことを禁ずるものと解さなければならない。

—— 控訴院の判決は，以下参照 ——

<http://www.patent.gov.uk/2006ewcaciv1371.pdf>

—— 英国特許庁が公表したプレスリリースは，以下参照 ——

<http://www.patent.gov.uk/press/press-release/press-release-2006/press-release-20061103.htm>

—— 英国特許庁が公表した通知は，以下参照 ——

<http://www.patent.gov.uk/patent/p-decisionmaking/p-law/p-law-notice/p-law-notice-subjectmatter.htm>

・英国特許庁、コンピュータプログラム及びビジネス方法の特許性の運用にかかる通知を公表

英国特許庁 (UKPO) は、Aerotel Ltd 対 Telco Holdings Ltd 他の訴訟、及び出願人 Macrossan 氏の出願に対する訴訟 (注1) について英国の控訴院 (Court of Appeal) が10月27日に示した判断に基づき、コンピュータプログラム及びビジネス方法の特許性の運用を明確化する通知を11月2日公表し、今後英国特許庁が、発明がコンピュータプログラムやビジネス方法にかかるものであるために特許性がないか否かの判断をどのように行っていくのかを明確にした。

この通知によると、特許庁は、どの発明が特許性があるか否か、について実質的な変更を行うものではないとしており、特許庁が従来の手法に基づいて判断した最近のケースに対して新しい手法を適用した場合の実例を4つ挙げ、いずれの手法によっても特許性に関して同様の判断に至るとしている。

控訴院は判断にあたって、欧州域におけるプラクティスと整合性がとれるように十分注意を払い、また EPC 加盟各国の裁判所及び EPO の審判部 (Boards of Appeal of EPO) のこれらの条文の解釈の仕方を十分考慮しているが、EPO のプラクティスについては、十分に安定したものではないとして、これに従わないと決定し、英国特許庁が提唱した4ステップ・テストを是認した。

この4ステップ・テストは次のステップからなる。

- ・適切なクレームの解釈
- ・実際の貢献 (contribution) の特定
- ・貢献 (contribution) 自体 (部分的にではなく) が特許を受けることが出来ない発明の主題 (subject matter) に該当するか否かの判断
- ・実際のあるいは想定される貢献 (contribution) が本当に本質的に技術的なものか否かのチェック

このテストは、審査官によって直ちに適用され、既に審査中のものについても、審査官からの直近の通知に対する出願人からの応答があった際に審査官が再検討することになる。

(注1)

これら2つは1つの裁判として争われたもので、どちらも Patent Act 1977 の第1条第2項 (注2)、及びこれに対応する欧州特許条約 (EPC) 第52条 (注3) の解釈にかかるものである。

(注2) Patent Act 1977 の第1条第2項
第1条 特許することのできる発明

(2) 特に、次のものは本法の適用上、発明とは認めない。

(a) 発見、科学理論又は数学的方法、

(b) 文学的戯曲的音楽的又は美術的著作物その他何らかの審美的創作物、

(c) 精神的行動、遊戯若しくは業務執行の図式、規則若しくは方法又はコンピュータ・プログラム、

(d) 情報の提供、

から構成される何らかの事物、もっとも、前記の規定は、特許又は特許出願が当該何らかの事物に係わる限度においてのみ本法の適用上、発明として当該何らかの事物を取り扱うことを禁ずるものと解さなければならない。

(注3) EPC 第52条

第II部 実体特許法

第I章 特許性

第52条 特許することができる発明

(1) 欧州特許は、産業上利用することができ、新規でありかつ進歩性を有する発明に対して付与される。

(2) 次のものは特に(1)にいう発明とはみなされない。

(a) 発見、科学理論及び数学的方法

(b) 美的創造物

(c) 精神的な行為、遊戯又は業務の遂行のための計画、法則及び方法、並びにコンピュータプログラム

(d) 情報の提示

(3) (2) の規定は、欧州特許出願若しくは欧州特許が同項に規定される対象又は行為それ自体に関係している範囲内においてのみ、当該対象又は行為の特許性を排除する。

(4) 手術若しくは治療による人体又は動物の処置方法、及び人体又は動物の診断方法は、(1)にいう産業上利用することができる発明とはみなされない。この規定は、これらの何れかの方法において使用するための生産物特に物質又は組成物には適用しない。

—— 英国特許庁が公表したプレスリリースは、以下参照 ——

<http://www.patent.gov.uk/press/press-release/press-release-2006/press-release-20061103.htm>

—— 英国特許庁が公表した通知は、以下参照 ——

<http://www.patent.gov.uk/patent/p-decisionmaking/p-law/p-law-notice/p-law-notice-subjectmatter.htm>

—— 英国特許庁が公表した4つの実例は、以下参照 ——

<http://www.patent.gov.uk/patent/p-decisionmaking/p-law/p-law-notice/p-law-notice-subjectmatter/p-law-notice-subjectmatter-test.htm>

—— 英国の控訴院 (Court of Appeal) が 10 月 27 日に示した判断は、以下参照 ——
<http://www.patent.gov.uk/2006ewcaciv1371.pdf>

・ 欧州委員会、特許の価値にかかる報告書を公表

欧州委員会 (European Commission) は、「今日の経済や社会に対する特許の価値」と題する 7 月 23 日付けの報告書を公表した。

この報告書は、欧州委員会の域内市場・サービス総局 (Internal Market and services DG) が行った欧州における特許の価値についての研究の成果にあたり、約 10 の大学などを中心としたグループがまとめた。

今日の知識経済及び社会一般に及ぼす特許のインパクトを理解するにあたって特に重要となる次の 4 つの分野に焦点を当てて解析するとともに、ポリシー面の課題にも言及している。

- ・ 特許の金銭的価値
- ・ 経済や社会が特許に及ぼす影響。特に、商業的・産業的目的のために利用される特許シェアリング、特許ライセンス、特許から新会社の創設及び従業員への影響
- ・ 特許、R & D、イノベーション間の関係
- ・ 産業間の差違

報告書の結論の概要は次の通り。

EU8 ヶ国においては平均すると一つの特許が 3 百万ユーロの価値がある。実施は、特許の価値は非常に偏ったものであるため、非常に少数の特許だけが 3 百万ユーロあるいはそれ以上の価値を持つ。また、中間的な位置にある特許は 30 万ユーロの価値があり、典型的な特許も非常に価値が高い。大凡 3 分の 1 の特許が利用されていないことから特許の経済的な利用を促進する余地がある。特許の利用率を向上させるポリシー目標は次の 2 つ。

- ・ 大企業は、未使用特許の割合が大きく、ライバル会社に技術を使われることを阻止すべく特許が戦略的な役割を担っている。しかし、巨額の R & D の副産物として技術を創造しており、これらの休眠特許は、特許権者や第 3 者によって活用されうるもの。
- ・ 技術ベースの小企業は、大企業に比べて特許のライセンスを受ける割合が高い。より一般的に言うと、このいわゆる”オープン・イノベーション・システム”は特許された技術の普及及び広範な利用を非常に促進する。

また、特許の利用率向上に最も効果的な戦略は、技術市場の成長を促進することである。小企業の特許費用の軽減などの他の手段は、特許の価値を下げ、利用に適さない技術を増やし、問題を解決するどころか悪化させる可能性がある。特許市場の促進には、技術取引における取引費用の軽減が最も重要。そのためには、契約における不透明性を低減する技術取引のための標準的な契約書の作成、技術を提供する者と買う者とのマッチを促進す

る中間会社の設立、技術の標準価格を技術的的特徴に応じて定義する、などの手段がある。

——— 欧州委員会が公表した報告書は、以下参照 ———

http://ec.europa.eu/internal_market/indprop/docs/patent/studies/final_rEPOrt_lot2_en.pdf

・ EPO, OECD, UKPO, 会合「特許：価値の実現と保証」を共催

EPO, OECD, 英国特許庁は、11月21日(火)大英図書館(British Library)において、「特許：価値の実現と保証」と称する会合を共催した。スピーカーは25名(注1)、参加者は欧州各国から100名以上(注2)。オープニングでは、EPOポンピドゥー長官(注3)、OECD田中局長らがスピーチを行い、続いて下記の4つのセクション毎に議論を行った。概要は以下の通り。

<1. 特許の価値の最大化>

知的資産は会社のバックボーンであり、若い技術ベースの会社にとっては特に重要である。、知識シェアリングの中心はライセンスで、特許価値の最大化には、知財の適切な保護、技術シェアを行う環境などが必要である。知識ベース経済の発達、例えばナノテクなどのように政府が財政支援をするような新技術分野の発展により、例えば金融関係などにみられるように知財保護のニーズがより拡大し、出資者、市場なども含めて信頼できる特許評価制度へのニーズが高まっている。特許ポートフォリオの戦略的価値をより詳細に見極める必要がある。

<2. 技術の市場の創設>

知的財産売買市場は、このところ幾つかの形態が出現し色々な検討がなされている段階である。特にオークションとPVF(Patent Value Funds)が注目されている。オークションについては、2003年に設立され特許の価値評価・販売支援など知的財産の戦略的活用支援の専門会社Ocean Tomo社(本社シカゴ)が、秋に行った第2回知的財産オークション(第1回は4月。)の報告を行った(注4)。PVFについては、IP Bewertungs AG社が発表、知的財産のロジ的な問題(特許の調査、ライセンスの交渉など)を世話をすることを目的としており、技術移転のための市場の発展に期待されている。

<3. 知的財産の収益実現、企業会計>

特許は本質的に大きなリスク(エンフォースメントのための支出、無効訴訟における資産価値の喪失、侵害時の被害など)を備えたものである。知財の権利者はグループの知財資産の所有権を集中化することによって効率よくこれらに対処できる可能性がある。

<4. 知的資産に対する保険>

知財を活用しようとする、エンフォースメントや対抗措置などで財政的損失の可能性が生じるが、これらは複雑である。中小企業にとっては1つの裁判の結果によって生死を

分けるようなことも起こりうる。知財保険はそのようなリスクに対してセーフティネットとなりうるし、企業は資本をより自由に使うことが可能となる。10月には欧州委員会が特許保険についての報告書を公表している（注5）。英米ですすんでおり、イギリスではこの20年に幾つかの商品が開発されている。保険ではエンフォースメントコストや損害賠償請求に対するコストなども含まれる。中小企業の観点から保険料が適切な範囲内で、全ての産業、国を対象としている必要がある。

<クロージング>

知的財産及び技術市場は今日発展を続けている最中で、各国で政府、研究期間などが、特に中小企業に焦点を当てるなどして色々な試みをしてきているところ。これらの発展の前提にあるのは高品質な特許である。

（注1）

日本人スピーカーは、OECD 田中伸男科学技術産業局長、NEDO パリ事務所 吉本所長、東條吉朗経済分析統計課長。その他、OECD Guellec 上級エコノミストなど。

（注2）

英、独、仏、スウェーデン、デンマーク、オランダ、ベルギー、イタリア、スイス、オーストリア、ポーランド、ハンガリー、ルーマニア、スロベニア、クロアチアなど

（注3）

ポンピドゥー長官のスピーチ：

特許を巡る主な課題には、特許のコストの問題、特許の処理期間の問題、不要な特許の削減などがある。今日、日米欧の3極で世界の特許出願件数の8割を占めている。この三極と近年急成長を遂げているアジア諸国との関係は非常に重要である。ルール、手続きにおいてグローバルなシステムが重要である。中国は品質が重要であるが、向上しておりこの数年で米国以上になりうる。中国、韓国、インドは世界の主力メンバーとなる。ワンストップサービスを実現するプラットフォームが必要となろう。

先週東京で三極会合が開催された。報告する点は3つある。まず第1に出願様式の統一。三極の出願人全体で年間660億円のコスト削減が可能である。来年3月に統一様式を議論する。第2に、三極間での優先権書類の電子的交換。既にEPOとJPO間ではEPOlineに基づいて実施しており、来年には、米国とも始める予定。相互承認についてはない。相互承認はない。PCTの効率化だ。

欧州では、ロンドンプロトコルとEPLAが2つの大きな問題である。欧州委員会はこの2つに期待している。ロンドンプロトコルについては、フランスで承認されるのを待っている。先日フランス憲法上は問題ないと判断されており、国会で議論されている。

（注4）

特許73件を含む96件の提供があり、特許の他、商標、ドメインネーム、著作権など多岐にわたる。売り手はIBM、3COM、AT&T、モトローラ、ボーイング社など。ドメインネ

ームについて関心が高く、1. 32Mドルで売れたものもある、特許で高額だったのは99万ドル。

(注5)

欧州委員会の特許保険にかかる報告書については、11月1日に欧州情報として報告したとおり。

—— 会合のプログラムは、以下参照 ——

http://academy.EPO.org/schedule/2006/ic09/Draft_v02.pdf

—— 欧州委員会の特許保険にかかる報告書についてのプレスリリースは、以下参照 ——

http://ec.europa.eu/internal_market/indprop/patent/index_en.htm#studies

—— 報告書本文及び、付属文書は、以下参照 ——

<本文>

http://ec.europa.eu/internal_market/indprop/docs/patent/studies/pli_rEPOrt_en.pdf

<付属文書>

http://ec.europa.eu/internal_market/indprop/docs/patent/studies/pli_appendices_en.pdf

・ 欧州議会、”欧州の特許制度にかかる政策オプション”と題するワークショップを開催

欧州議会 (European Parliament) は、11月9日”欧州の特許制度にかかる政策オプション”と題するSTOA (注1) ワークショップを開催した。

同ワークショップの目的は、現在の特許制度を評価し、次のような観点で改革の必要性について議論しようというもの。

- (1) 特許制度の柔軟性、ダイナミズム (権利のより効率的な頒布、市場効果のさらなる活用など)
- (2) 特許と市場アクセス (市場アクセスをより複雑にしている特許権使用料など)
- (3) 特許制度の管理 (透明性など)

このワークショップは、欧州議会のSTOAパネルによって委託されているプロジェクト”知的財産権—欧州特許制度における政策的選択肢”の一環であり、同プロジェクトは欧州における様々な学問分野にまたがる作業部会によって実施されていて、欧州の特許制度の改善のための可能な政策的選択肢について議論を行っている。

スピーカーは、OECD Guellec氏、マックスプランク知財研究所 Hilty氏の他、IBM ヨーロッパ、欧米の大学などから。

上記(1)~(3)のそれぞれの観点における意見や指摘、提案の概要は以下の通り。

- (1) 必ずしも1つの制度でTRIPsにあるように技術分野に差が無く保護するのではなく、分野の特殊性を考慮したシステム(マックスプランク知財研)や、1言語(英語)の制度の創設の提言の他、EU法において特許制度の役割についての言及がないことに鑑み、EPC前文に特許制度の経済的役割を明確化する必要性に対する指摘(Guellec氏)、遺伝子に係る特許など法的に不明確な状況の改善、分割出願の連続による未解決案件の制限、などに対する意見が挙げられた。
- (2) 特許の質に関して、低品質の悪い特許は害を及ぼすので特許性の基準を厳しくすべきであり(Guellec氏)、外部機関によるチェックが必要である。
- (3) 透明性について、現在の欧州の特許制度は他の欧州の政策や社会から孤立しており、よりオープンな管理が必要であって、具体的にはECとEPOの連携強化、EUの競争総局(Competition DG)で特許問題を扱う必要性、制度をモニタリングする独立機関創設(Guellec氏他)などが指摘された。さらに、立法分野における特許政策議論の必要性、EPOとEUに社会を加えた三者による意志決定の必要性(ハンブルグ大学)、ユーザや弁理士、ECJなどからなる助言機関の創設(ロンドン大学)、EU域で有効となる特許専門の下級審裁判所創設、審査官のR&Dなど特許以外の分野での経験の必要性、などの意見が挙げられた。

(注1)

STOA (Scientific Technology Options Assessment) は、欧州議会の科学技術にかかる政策案評価をおこなう公式な機関。欧州議会が様々な政策的なスタンスを決めるに当たっては、各委員会が準備した各問題に係る報告書に基づいて行われるが、各委員会が政策決定に当たって、関連する分野の様々な科学的、あるいは技術的な政策的選択肢について専門家の独立した評価を求めることが有効であると判断した場合、STOAに評価を求める。実際の評価は外部の専門家(研究機関、大学、コンサルタント、個人研究者など)と共同で行われる。したがって、STOAの結果が欧州議会のスタンスに与える影響は大きい。

—— ワークショップのプログラムは、以下参照 ——

http://www.europarl.europa.eu/stoa/workshop/20061109/programme_en.pdf

—— ワークショップで用いられた発表資料は、以下参照 ——

<http://www.tekno.dk/subpage.php3?article=1345&toppic=kategori11&language=uk&category=11>

—— STOAのウェブサイトは、以下参照 ——

http://www.europarl.europa.eu/stoa/info/brief_en.htm

・ 北欧特許庁、2008年1月から出願受付を開始

北欧特許庁 (Nordic Patent Institute) は、2008年1月から出願受付を開始する旨、11月13日付でプレスリリースを行った。

北欧特許庁は、既に報告しているとおりデンマーク、ノルウェー、アイスランドの特許庁が7月5日に設立契約書にサイン、9月末のWIPO総会においてPCT機関として承認されている。場所はデンマーク特許商標庁近くの独立した建物。北欧特許庁のサーチ及び審査は、デンマーク、ノルウェー、アイスランドの特許庁に下請けされる。フィンランド特許庁とスウェーデン特許庁は既にPCT機関として承認されており北欧特許庁には参加しない。

——— 北欧特許庁のプレスリリースは、以下参照 ———

<http://www.dkpto.dk/int/news/mpi.htm>

——— 北欧特許庁の関連記事 (PCT機関として承認、設立契約書にサイン) は、欧州知的財産ニュース2006年8～10月号 (Vol.15) 第9頁、及び7月号 (Vol.14) 第7頁参照

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_015.pdf

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_014.pdf

・ドイツ連邦司法大臣、国会演説で特許について言及

ドイツ連邦司法省 (Federal Minister of Justice) のブリギッテ・ツィプリース (Ms. Brigitte Zypries) 司法省大臣は、ドイツ連邦議会の予算国会で11月21日に演説を行い、同省が公表した同日付けプレスリリースによると特許問題についても、共同体特許に対するスタンスやG8、特許庁の人員採用などについて言及している。同氏演説の特許関連部分の概要は以下の通り。

- ・ドイツ特許・商標庁について、漸く達成した審査待ち案件の件数縮小を維持し、新たな滞貨を招かないようにするために十分な規模の優れたデータ処理装置や人材を確保する必要があり、一律的な人員削減号令のために失われた人材を埋め合わせる人員を確保する。
- ・ドイツは創造性ある発明者を振興しなければならない。ドイツには地下資源が無く、住民の創造性が資源であり、特許や商標を速やかに申請することが出来、そして迅速に決定がなされることが資源である。滞貨の処理については、国際比較からしても、この水準を維持し、さらに縮小してゆく努力を続けなければならない。
- ・2007年前半はドイツがEU議長国をつとめるが、特許法については法安定性に関連して重大なテーマの1つになる。
- ・欧州共同体特許構築の試みは、ネバー・エンディング・ストーリーとさえいいたいくなる趣きがある。ドイツは、欧州共同体特許は構築されるべきながら、経済的でなければな

らないとの立場を取っている。即ち、出願人の経費負担は現在と同水準である制度、もっといいのは低減できる制度であり、同時に、権利保護体制も能率的に機能するものである必要がある。現在の特許の束型の欧州特許による制度と同じくらいよい制度であるならば、現制度をどう変えていくかという話にもっていくことが出来る。まずは、高額な特許翻訳経費という問題を満足のいく形で解決しなければならない。

- ・2007年は、欧州レベルで「知的財産」というテーマと多大に取り組むことになると思われる。欧州理事会の議長国をつとめる間、欧州共同体特許を構築するにはどうしたらよいか、という問題で討議を重ねることになると考えられる。これに関し、欧州委員会は、12月中に新たな見解を提出予定であるが、ドイツが賛同できる前提条件として、上記ポイントが見解の中に組み込まれているものと期待している。
- ・ドイツはG8でも議長国をつとめることになっているが、G8の枠内でもこれをテーマにする予定。
- ・さらにG8の枠内では、罰則規定及び追跡手段の見直しが必要かどうかについて討議する。天然資源のないドイツのような国にとって知的財産は特に重要なテーマである。知的財産権の保護とは、我が国の職場の保護であり、我が国の高生活水準の保護であり、我々は皆この点を肝に銘じなければならない。議会関係者全てにとって努力する価値のあるテーマだと考える。

——— 独司法省のプレスリリース（ドイツ語）は、以下参照 ———

http://www.bmj.bund.de/enid/5d78f608cb2b20b4ac8c506a40154e44,0/November/2ss_ssss_2_6_-_Haushaltsrede_im_Deutschen_Bundestag_zf.html

・欧州委員会の作業部会、「欧州におけるICT産業の競争力育成」と題する報告書を公表

欧州委員会（European Commission）は、ICT（情報通信技術）の競争力及び発展にかかわる作業部会が「欧州におけるICT産業の競争力育成」と題する報告書を公表した旨、11月27日付けでプレスリリースした。この報告書の中で知的財産の保護についても言及し提言も行っている。

報告書によると、ICT分野においては、知的財産の保護はイノベーション促進のキーとして広く認識されていることを前提とした上で、ICT分野では、ハードウェア、ソフトウェア、サービスを含むあらゆる範囲の製品を作り出しており、この分野の企業は非常に広範囲にわたるビジネスモデルを追求している、として次のような具体的な提言を行っている。

- ・知的財産権侵害に対して刑事罰を科する動きについては、意図的な商標の模倣、著作権

侵害，意匠権侵害に限るべきである。

- ・ ロンドンプロトコルの採択については支持する。
- ・ EPLA については慎重に進めるべき。
- ・ 特許のコスト，特に翻訳費用については，ロンドンプロトコルの採択促進によって実質的に安くすべきである。
- ・ 特許制度の質も改善されるべきである。
- ・ ICT 分野における知的財産権モデルの多様性に鑑みて，EU 法改正に当たっては幅広い検討が必要である。

—— 欧州委員会のプレスリリースは，以下参照 ——

<http://europa.eu.int/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/06/1635&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

—— 欧州委員会が作成した報告書は，以下参照 ——

http://ec.europa.eu/enterprise/ict/policy/doc/icttf_rEPOrt.pdf

・ マックリービー氏，欧州議会で講演し知的財産に言及

欧州委員会 (European Commission) は，域内市場・サービス総局 (Information Market and Services DG) の担当委員チャーリー・マックリービー (Charlie McCreevy) 氏が，11月21日欧州議会 (European Parliament) の法務委員会 (Committee on Legal Affairs) で講演を行い，欧州における知的財産について見解を示した旨プレスリリースした。概要は以下の通り。

知的財産の保護は，知識ベース経済の中核を占め，欧州の競争力を改善するために最も重要である。

特許に関して，より簡素でよりコスト効率がよい制度，かつ審査及び特許付与手続きの質が高い基準で維持される制度，に対する要望が非常に強く，その実現が期待されている。欧州委員会は，まもなく短期的及び長期的な提案を掲げる文書 (Communication) を公表する。まず焦点を当てるべきは司法制度。EPLA は，司法の独立やコストに係る懸念に注意する必要がある。共同体特許及び EPLA は相互に排他的なものではない。いずれにおいても我々のゴールは同じで，よりよい，より安い，より信頼できる特許制度だ。イノベーション及び競争力促進の観点から，欧州における主要な競争相手に追いつくために，この制度を今実現する必要がある。これが産業界の期待するところだ。

著作権に関して，2001年の著作権指令採択以降，注意深くモニタリングしてきているが，権利者の補償は十分ではなく，権利者，産業界，消費者の全ての利益を保護するようなバランスのとれた方法が期待されており，将来的に，予想可能，公正，確固とした補償

制度を必要としている。

また、意匠に関して、スペアパーツ保護の問題、及び意匠指令にかかる欧州委員会提案についていうと、中小企業の機会創出について話し合いをするだけでは十分ではなく、これらは実際の行動の一つである。法務委員会では意匠保護の問題と安全の問題について研究し、これらは関係がないと結論がでており、欧州議会においても欧州委員会の全面的な支持が得られるものと期待する。

——— 欧州委員会の公表したプレスリリースは、以下参照 ———

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=SPEECH/06/720&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

——— 欧州委員会の将来の特許政策に関する公聴会の記事は、欧州知的財産ニュース2006年7月号 (Vol.14)参照 ———

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_014.pdf

——— 著作権、及び著作権料徴収・配分に関連する記事は、それぞれ欧州知的財産ニュース2005年10・11・12月号 (Vol.11)及び2006年7月号 (Vol.14)参照 ———

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_011.pdf

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_014.pdf

——— 意匠のスペアパーツ保護、意匠指令改正案に関連する記事は、それぞれ欧州知的財産ニュース2004年9・10・11月号 (Vol.5)、及び2005年5月号 (Vol.9)参照 ———

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_005.pdf

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_009.pdf

・マックリービー氏、IP サミット 2006 で欧州の知的財産保護について講演

欧州委員会 (European Commission) は、域内市場・サービス総局 (Information Market and Services DG) の担当委員チャーリー・マックリービー (Charlie McCre evy) 氏が、12月7日 IP サミット 2006 (ブラッセル) で講演を行い、欧州における知的財産の保護について意見を述べた旨プレスリリースした。講演の概要は以下の通り。

知的財産、産業財産の保護は、知識ベース経済の核心であり、欧州の競争力改善の中心となるものである。経済革新の優先事項である。法的な枠組みを間違えれば、投資を妨げ、競争をゆがめる危険を冒すことになる。

特許については、より簡素で費用効果の高い制度、特許の審査、付与にあたって高品質が維持される制度が必要である。これは春に欧州委員会が開催した公聴会における明白なメッセージである。そして欧州は 20 年以上もこれをどのように実現するか合意するために努力し続けてきた。9 月には公聴会の結果を受けてどのように物事を進めうるか幾つか

のアイデアを考えた。そして欧州委員会は今年の終わりまでに進展させるだろうと言った。また、EPLA と相まって共同体特許にかかる選択肢を考察することになろうと言った。最初に焦点を当てるのは裁判権の調整になるかもしれない。共同体特許と現在の欧州特許の訴訟制度の改善は相互に排他的に扱われるべきでないと言った。実際我々の目的はこれら両者をまとめるものでなければならない。

私は楽観主義者ではない。経験から、特許の分野は難関であり、困難に満ちているが、約束は守る。機が熟したら特許制度を進展させる最後の試みをするとかつて述べた。チャレンジを奮起するイギリスの **Gower Report** も希望を与えてくれる。欧州委員会は機能する解決策を見いだすことを試みる役割を演じるつもりだ。各構成国には活動的であることを望むし、産業界も役割を演じなければならない。裁判権の調整は、欧州における特許の品質にマイナスの影響を与えるかもしれないという疑念は、正しくない。特許費用を安くしようという試みは常に特許の品質向上を伴うものでなければならない。特許出願は適切にサーチされ、審査されることを確認する必要がある。

2007年には中小企業向けのさまざまな知的財産権保護手段に係る文書を作成する予定であり、この文書には、例えば、欧州における特許の質、特許訴訟保険、ライセンスを含む特許の利用、特許のよりよい管理と財務報告、特許の国際的なエンフォースメントなどの主な問題が含まれるであろう。

我々の目的は、国、欧州、共同体の全てのレベルにおいて、全ての利害関係者のニーズにあった、様々な利益を公平にバランスをとるような制度を作ることである。もし我々が前進しようとするのであればこの数ヶ月は非常に重要である。意志あるところに道はある。

——— 欧州委員会のプレスリリースは、以下参照 ———

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=SPEECH/06/786&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

——— 欧州委員会の将来の特許政策に関する公聴会の記事は、欧州知的財産ニュース 2006年7月号 (Vol.14)参照 ———

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_014.pdf

・英国財務省、知財に関するゴアーズ・レビューを公表

英国財務省は、12月6日、「知財に関するゴアーズ・レビュー」(Gowers Review of Intellectual Property)と題する報告書を公表した。この報告書は、イノベーションの保護促進のために知財の枠組みが必須であり無形財産の重要性が増大しているとの認識の下、

2005年12月、ブラウン財務大臣がフィナンシャル・タイムズ紙元論説主幹の Andrew Gower 氏に作成を命じていたもの。

本報告書では、知財に関する論点を網羅的に検証し、「英国の知財制度は十分機能している」と肯定的に総括する一方、①エンフォースメントの強化（デジタル社会における海賊版への罰則強化等）、②より低コストの知財制度（共同体特許の早期成立、知財訴訟の料金低減及び時限設定等）、③バランスと柔軟性のある権利設定（試験研究の例外等）、の3点について改革が必要としている。

報告書は、前半（第1～3章）で知財に関する基本的な説明がなされ、後半（第4～6章）で、

- (1) 「Instruments」（＝特許、著作権、商標等各知財制度の個別の要素・論点）、
- (2) 「Operations」（＝各制度の運用方法）、
- (3) 「Governance」（＝制度とその運用を統括する英国特許庁）

の観点から、計54の提言を行っている。重要な提言は以下の通り。

(1) Instruments

【提言1】試験研究の例外を明確化すべく英国特許法第60条第5項を改正すべき。

【提言5】英国特許庁は、現行のWTO/TRIPsにおける柔軟性を活用すべく、また、特許情報の普及を通じて知的財産権を積極的に利用すべく、アフリカの特許庁との共同作業を行う。

【提言6】2016年までに、LDC諸国の状況を再検討し、そのTRIPs履行期限延長の可能性について国際社会に働きかける。

【提言7】英国政府はWTO加盟国に対し、医薬品をより簡便かつ安価で輸入できるよう、TRIPs改正を承認するよう働きかける。

【提言14B】英国特許庁は、2008年までに、自庁で又はデータベース所有者と共同して、著作権の自発的登録を行う。

(2) Operations

【提言18】英国政府は、EPOに対し、USPTO及びJPOとワークシェアリングを行うよう働きかける。

【提言19】英国特許庁は、業務重複を低減すべく、EPC加盟国及び米国・日本の三極とで、ワークシェアリングの調整を追求する。

【提言20】欧州における交渉を通じて単一の共同体特許成立を支援・加速する。

【提言21】英国政府は、共同体特許への中間ステップとして、かつ、自身の権利強化のため、EPLA（欧州特許訴訟協定）を支持する。

【提言22】「第21条」をより多く使用し、高品質な特許付与を維持する。（注、英国特許法第21条では、公開後未登録の特許出願について、第三者が特許性に関する意見を述べることができる旨規定されている。）

【提言24】英国特許庁は、審査官が先端技術を習得できるよう、審査官の短期滞在も含め、

大学及び研究機関との連携を強化する。

【提言 27】英国特許庁は、中小企業と正式な協力を行い、知財についてサポートする。フランスの「IP ジェネシススキーム」を実施する。（「IP ジェネシススキーム」＝フランス特許庁が中小企業に対し無料で「IP 監査」を行うスキーム。2005年には従業員20名以下の中小企業464社がこれを利用し、特許庁が戦略的なIPの使い方を指導した。）

【提言 45】EPLAの成立を促進させることによって、クロスボーダーの知財訴訟について欧州で単一の裁判所の構築を支持する。

(3) Governance

【提言 46】「知財政策のための戦略諮問委員会」を立ち上げ、知的財産権について網羅的に検討し、2007年までに大臣に結果を報告する。

【提言 50】英国特許庁の料金体系を見直し、実際のオペレーションに見合ったものとする。

【提言 53】実施業務の広範さにかんがみ、「英国特許庁」の名称を「英国知財庁」へと変更する。

本報告書について、英国公認特許代理人協会（CIPA）は、「報告書がEPLAを強く支持している点等多くの点について賛同できる」として、高く評価している。

—— 報告書全文は、以下参照 ——

http://www.hmtreasury.gov.uk/pre_budget_rEPOrt/prebud_pbr06/press_notices/prebud_pbr06_pressgowers.cfm

—— CIPA コメントは、以下参照 ——

<http://www.cipa.org.uk/pages/press/article?DB47708C-FE67-4109-B5D2-7E3EA11B1FA9>

《意匠・商標》

・ 欧州司法裁判所、商標権侵害物品の通過について商標権者に厳しい判断

欧州司法裁判所（ECJ：European Court of Justice）は、商標権侵害物品がEU構成国において販売を目的とすることなく他国へ通過していくこと自体が、商標権の侵害に当たるのか否かについて、11月9日判断を示した。

欧州においては、知的財産権侵害の被害が年々増加しており、エンフォースメントを強化する動きが強まっているが、そのような中、商標権者の権利に厳しい判断が示されたことは注目されるので以下に概説する。

[経緯]

イタリアにある世界的に有名なファッション・メーカー、ディーゼル社 (Diesel SpA) とアイルランドのジーンズメーカー、モンテックス社 (Montex Holdings Ltd) 間で争われていたもの。

モンテックス社は、ジーンズの構成品を税関の許可のもとアイルランドからポーランドに輸出し、ポーランドにおいてこれらの構成品を縫い合わせてジーンズの完成品を製造し、陸路あるいは海路にてドイツを経由してアイルランドに輸入し、`Diesel`の表示をして販売していた。ディーゼル社はポーランド及びドイツにおいて`Diesel`を商標登録しているが、アイルランドにおいては商標登録をしていない。

2000年12月31日、ドイツの税関は、モンテックス社が`Diesel`の表示の入った女性用ジーンズ5,076点をハンガリーの会社を使ってポーランドの工場からドイツ域内にトラックで輸送しようとしたため、これを阻止した。ジーンズは、ポーランドの税関からダブリンの税関に輸送されることになっており、ポーランド当局からはその許可を得ていた。

モンテックス社は、この商品の阻止命令に対して異議を申し立て、ドイツの領域を通る商品の単なる通過は商標権を何ら侵害しない、と主張。

一方、ディーゼル社は、モンテックス社のジーンズは通過するEU構成国において流通する可能性があることを理由に商標権侵害に当たるとして、製造の中止と、損害賠償、ポーランドで製造されたジーンズの破棄にかかる費用の負担を求めている。

ライプツヒヒ地方裁判所 (Land Court of Leipzig) 及びドレスデン高等裁判所 (Upper Land Court of Dresden) では、Diesel社勝訴の判断が示され、これに対してMontex社が異議を申し立て、連邦裁判所 (Federal Court) に上訴していた。

ドイツの商標法によると、商標を侵害する物品の輸入及び輸出は禁止されているが、商標権侵害物品の通過については禁止していない。連邦裁判所は、2005年6月、通過する商標権侵害物品が流通し、商標権を侵害する恐れがあり、これは商標の保護のエンフォースメントにより防ぐことが出来ることから、この商標権侵害物品の通過とは関係のない商標侵害を考慮して、欧州司法裁判所 (注1) に対して、判断を求めている。

[判断]

商標に係るEU構成国の法律である89/104/EEC指令 (First Directive 89/104/EEC of the Council, of 21 December 1988, to Approximate the Laws of the Member States Relating to Trade Marks) の第5条(1)及び(3)(注2)を解釈すると、商標権者は、商標にかかる商品が、商標権の保護されているEU構成国 (この場合ドイツ) を通って、その商品の目的地である、商標が保護されていない他のEU構成国 (この場合アイルランド) に通過することを禁止することが出来るのは、その商品が、通過するEU構成国の市場に流通させるという第三者の行為に関係する場合のみである。

そして、原則的に、目的地を EU 構成国とする商品が EU 構成国から来たのか、あるいはその他の国から来たかは問題ではない。またその商品が製造された国において合法的に製造されたか、あるいはその国の商標権を侵害して製造されたかは問題ではない。

(注1) 欧州司法裁判所

欧州司法裁判所は、加盟国の裁判所の申請に応じて、共同体法の要点の解釈や妥当性について先決的判決を下す。裁判の過程でこの種の争点が生じた場合、加盟国の裁判所は欧州司法裁判所に判断をゆだねることができる。当該加盟国においてさらに上級の裁判所が存在しない場合は、欧州司法裁判所の判断を求めなくてはならない。その場合、欧州司法裁判所の判断が拘束力をもつことになる。

(注2) 商標に係る EU 構成国の法律である 89/104/EEC 指令 (First Directive 89/104/EEC of the Council, of 21 December 1988, to Approximate the Laws of the Member States Relating to Trade Marks) の第5条(1)及び(3)は、下記の通り。

Article 5

Rights conferred by a trade mark

1. The registered trade mark shall confer on the proprietor exclusive rights therein. The proprietor shall be entitled to prevent all third parties not having his consent from using in the course of trade:
 - (a) any sign which is identical with the trade mark in relation to goods or services which are identical with those for which the trade mark is registered;
 - (b) any sign where, because of its identity with, or similarity to, the trade mark and the identity or similarity of the goods or services covered by the trade mark and the sign, there exists a likelihood of confusion on the part of the public, which includes the likelihood of association between the sign and the trade mark.
3. The following, inter alia, may be prohibited under paragraphs 1 and 2:
 - (a) affixing the sign to the goods or to the packaging thereof;
 - (b) offering the goods, or putting them on the market or stocking them for these purposes under that sign, or offering or supplying services thereunder;
 - (c) importing or exporting the goods under the sign;
 - (d) using the sign on business papers and in advertising.

——— ECJ の判決文は、以下参照 ———

[http://curia.europa.eu/jurisp/cgi-bin/form.pl?lang=EN&Submit=Rechercher\\$docrequire=alldocs&numaff=C-281/05&datefs=&datefe=&nomusuel=&domaine=&mots=&resmax=100](http://curia.europa.eu/jurisp/cgi-bin/form.pl?lang=EN&Submit=Rechercher$docrequire=alldocs&numaff=C-281/05&datefs=&datefe=&nomusuel=&domaine=&mots=&resmax=100)

——— 商標に係る EU 構成国の法律である 89/104/EEC 指令は、以下参照 ———

<http://oami.europa.eu/en/mark/aspects/direc/direc.htm>

・オーストリア特許庁、商標の価値に関する”ブランド・シンポジウム 2006”を開催

オーストリア特許庁 (Austrian Patent Office)は、11月22日商標の価値、商標の価値の評価についての”ブランド・シンポジウム 2006 (Brand Symposium 06)”を開催した。

シンポジウムにおいて、オーストリア特許庁長官 Dr.Friedrich Roedler氏は、「オープニングスピーチでオーストリアで最も価値のあるブランド上位10個で2,900万ユーロの価値がある、ブランドは大きな資産である。」とブランド保護の必要性を強調した。

また、オーストリア標準化研究所 (Austrian Standards Institute)の標準部 (the Standardization Department)のDr. Karl Gruen部長は、「オーストリアのルール ONR-16800は、商標評価にかかる標準として世界でも唯一の文書である。この標準は商標の評価方法の国際標準として国際標準化機構 (ISO: International Organization for Standardization)で検討されるべきであり、将来国際標準の基礎となるべきものである。」と発表した。

——— ブランドシンポジウム 2006のプログラム及びドキュメントは、それぞれ以下参照
———

http://brandsymposium.rng.at/index.php?option=com_content&task=view&id=7&Itemid=6

http://brandsymposium.rng.at/index.php?option=com_content&task=view&id=5&Itemid=5

——— オーストリア標準化研究所のホームページは、以下参照 ———

http://www.on-norm.at/index_e.html

《 模倣品・海賊版対策 》

・欧州委員会、EU税関水際における模倣品・海賊版差止実績 (2005) を公表

欧州委員会 (European Commission)の税制・関税同盟総局 (Taxation and Customs Union DG)は、2005年におけるEU及びEU各国の関税水際における模倣品・海賊版の差止実績を11月10日公表した。

これによると、差止件数が対前年比約20%増加するなど模倣品・海賊版が引き続いて拡大する脅威となっており、消費者の健康に対して重大な被害を与えうる食料品や医薬品

などが引き続いて偽造されている。不正ルートの変更，模倣される品物の分野の拡大，インターネットを利用した海賊版の販売などにより税関の対応がより難しくなっている。

税制・関税同盟総局担当のコバーチ (Kovács László) 委員は、次のようなコメントを発表。「危険な偽物が欧州の人々を脅かしている。カギとなるのは海賊版よりも機敏であること。我々の健康，安全，経済を保護するために，新しい不正ルートや常に変化する模倣パターンを迅速に特定し，対処する行動をとらなければならない。」

多くの模倣品は，贅沢品よりは家庭用品であって，模倣品の高品質化により技術的な専門家なしに特定することが難しくなっている。

公表された 2005 年の差止実績の主な特徴は，次の通り。

- ・ EU の各国税関による模倣品，海賊版の差止点数は，7,573 万点で，1 億点を超えた前年比 27%の減少。
- ・ 差止品目の上位は，たばこ 43% (3, 264 万点)，衣類 (バッグなどのアクセサリ一品を含む) 15% (1,098 万点)，CD・DVD・カセット 13% (970 万点) の順。
- ・ 差止品目を対前年比で見ると，衣類 (バッグなどのアクセサリ一品を含む) が 140%の増加，中でもスポーツウェアが 295%の増加と目立っている。
- ・ 差止件数をみると，26,704 件で対前年比 19. 7%の増加。
- ・ 差止件数をみると，衣類 (バッグなどのアクセサリ一品を含む) が 17,068 件と 64%を占め，次に時計・宝石が 3,188 件 (12%) 。
- ・ 差止件数について，差止めされた品目がどこの国から来たものかをみると，コンピュータ機器では 73%が中国から，おもちゃ・ゲームでは 63%が中国から，医薬品では 75%がインドから，のものがそれぞれ突出しており，衣類，CD・DVD・カセット，時計・宝石などで中国が 1 位となっている。トータルでは，中国からのものが 38%，以下タイ 10%，香港 8%，トルコ 7%とアジアの国々から模倣品・海賊版が流れてきていることがわかる。
- ・ 差止品目について同様にどこの国から来たものかをみると，中国 64%，スイス 5%，アラブ首長国連邦 4%，トルコ 4%の順となり，中国が抜きん出ている。
- ・ 差止件数の前年に対する伸びを国毎にみると，ハンガリー (対前年比 861%，1,205 件)，ポルトガル (同 593%，433 件)，スロベニア (同 587%，135 件)，チェコ (同 367%，517 件) などが顕著な伸びを示している。
- ・ 差止品目を，違反する法律ごとにみると，商標法違反が 79%，意匠法が 7%，著作権関法関連が 5%，特許法が 1%となっている。

なお，欧州委員会は，昨年 10 月 11 日付で模倣品及び海賊版に対する保護を強化するためのアクションプランを公表しており，同プランには，改正法や運用の統制による共同体レベルの保護の強化，税関・企業の連携の強化，国際協力の強化などが盛り込まれている。

る。

また、EUやEU各国は対中国の知的財産権侵害に対する対策を強化しているところである。

—— 欧州委員会のプレスリリースは、以下参照 ——

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/06/1541&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=fr>

—— EUの2005年の実績は、以下参照 ——

http://ec.europa.eu/taxation_customs/resources/documents/customs/customs_controls/counterfeit_piracy/statistics/counterf_comm_2005_en.pdf

—— EUの2004年の実績、2003年の実績についての記事は、欧州知的財産ニュース2006年1～3月号 (Vol. 12)、2005年1・2月号 (Vol. 7)をそれぞれ参照 ——

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_012.pdf

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_007.pdf

—— 欧州委員会が昨年公表した「模倣品及び海賊版に対処するためのアクションプラン」の記事は、欧州知的財産ニュース2005年10～12月号 (Vol. 11)第9頁参照 ——

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_011.pdf

—— EUやEU各国による中国の知的財産権侵害に対する対応は、例えば欧州知的財産ニュース2006年4～6月号 (Vol. 13)の以下の記事参照 ——

- ・メルケル首相、独中首脳会談で中国に知的財産権侵害問題に関して強くアピール
- ・EUのマンデルソン委員 (通商担当)、中国に知財保護の改善を要請
- ・欧州委員会、EU-中国間の貿易関係に関するコンサルテーション開始

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_013.pdf

・マンデルソン委員、中国特許庁を訪問し知財問題で圧力

欧州委員会 (European Commission) は、マンデルソン (Peter Mandelson) 委員 (通商担当) が、11月8日中国特許庁 (the State Intellectual Property Office: SIPO) を訪問し、模倣品、技術移転、特許権使用料の支払いについて強かに催促した旨、同日付でプレス発表を行った。

マンデルソン氏は、中国における欧州企業の取引にあたって知的財産権の保護を改善するために中国が取った行動を直接見るために、今回中国特許庁の訪問を行った。同時に、中国にある欧州商工会議所 (the European Chamber of Commerce) と中華人民共和国商務部 (Mofcom; Chinese Ministry of Commerce) 間で交わされた共同の覚え書きの調印式にも参加した。この覚え書きでは、欧州委員会 (European Commission) は、中国が開設した 50

の IP 苦情センター (Intellectual Property Complaints Centre) に対して、企業が知財にかかる犯罪事件を特定し、取り組んでいく際の実用的な支援を提供し、技術的な支援を行っていくことで合意している。EU は中国とは知的財産権に関して建設的な協力関係を継続して追求してきており、中国における知財のより適切な保護は EU の経済利益同様中国の経済利益にもかかわると主張している。

マンデルソン氏のコメントは次の通り。「中国の知財苦情センター・ネットワークの設立は歓迎する。同センターは、知財犯罪にかかる実用的なアドバイスや支援を求めている欧州企業にとって役立つであろう。しかし、犯罪者に対する違法の認定を容易にし、路上販売を一掃する行動、特許権使用料の支払い保証、技術移転の公正な条件などの内容を含んだ中国の反模倣品法のエンフォースメントに勝るものは結局存在しない。創造性は欧州の相対的な強みであり、模倣は、中国市場における我々の競争力の消耗である。」

欧州の国境で差止められた模倣品の数はこの 10 年で 1000%増加し、模倣品の取引は今や国際的に数十億ユーロになっており、2005 年に欧州の国境で差止められた模倣品の半分以上が中国からのものである。知財犯罪は中国においてもより問題となっており、中国における知財訴訟の 80%が中国企業間の訴訟である。

—— 欧州委員会のプレス発表は、以下参照 ——

http://ec.europa.eu/trade/issues/sectoral/intell_property/pr081106_en.htm

・世界保健機関、模倣医薬品対策を強化

世界保健機関 (WHO: World Health Organization) は、IMPACT (the International Medical Products Anti-Counterfeiting Taskforce) 作業部会の第 1 回公式会合をドイツのボンで開催、20 以上の協力団体 (Interpol, WIPO, WCO, WTO など) が参加し、各国の当局が模倣医薬品の危険から国民を保護することを支援する手段にかかる包括的なパッケージを明らかにした、と 11 月 15 日付でプレスリリースした。

IMPACT は、悪質なウェブサイトから医薬品を購入することに対して警告するとともに、政府に対しては、医薬品の模倣に関しては現行法は十分なものではなく、抑止力とならない旨、注意喚起を行った。模倣医薬品には効力のある成分を含んでいないものから、非常に有害な成分を含むものまで様々あり、患者に危害を与え、死に至るケースもある。WHO と OECD などの共同研究によると、東南アジアなどの国々では医薬品の 30%以上が模倣品とされている。先進国では模倣品は 1%以下にとどまるが、非法なインターネット販売の 50%が模倣品とされる。多くの国々の法制度は、ハンドバッグや時計といった贅沢品の模倣よりも医薬品の模倣がより深刻であるとみなしておらず、人々の健康よりも商標を守るために主に作られた制度である。

IMPACT では、各国が犯罪の重要性にみあうように法律を適合させることを支援するために、法律のひな形にかかる原則を提案する予定である。また、インターネットによる模倣医薬品の販売に対処する規範も提供。他にも模倣を防ぎ、市場やウェブサイトで模倣品を発見し追跡するような新技術／既存の技術を提供する試みにも乗り出し、DNA ベースの技術やナノテクノロジーなどの技術について2007年第1四半期に評価する。さらに、医薬品の模倣に係る世界中のデータを継続的に更新し、情報共有を図るグループもできた。

IMPACT のコーディネーターである Reggi 氏は、「一側面のみからの行動はこの問題を効率的に扱うには十分ではなく、また世界的なレベルで行動を調整していく必要がある。」とコメント。

米国の非営利団体 CMPI の予測によると、模倣医薬品の販売は、2010 年には世界中で750 億ドルに達し、2005 年から90%も増加するとしている。

(注1) IMPACT: International Medical Products Anti-Counterfeiting Taskforce

WHO は、模倣医薬品による公衆衛生への脅威の増大に鑑みて、2006年2月同タスクフォースを立ち上げた。主な目的は、世界における模倣医薬品の製造、取引、販売を撲滅すべく、国家間のネットワークを構築すること。様々な反模倣品関係団体と協力関係にあり、国際組織、非政府組織、エンフォースメント機関、医薬品生産者団体、取締機関などが含まれる。具体的には、国際刑事警察機構 (Interpol)、経済協力開発機構 (OECD)、世界税関機構 (WCO)、世界知的所有権機関 (WIPO)、世界貿易機関 (WTO)、世界医師会 (WMA)、欧州委員会 (European Commission)、国際製薬団体連合会 (IFPMA) など。規制実施、エンフォースメントなど5つの作業部会がある。

(注2) CMPI : Center for Medicine in the Public Interest

米国にある、非営利で、党派に属さない慈善団体。加速する技術発展が立派な公共政策と結びつき、病気をより迅速、的確、低コストで、予想、予防、診断、治療することによって、二一世紀の健康をいかに増進させるか、を議論し明らかにしていくことを目的とする。

<http://www.cmpi.org/index.asp>

—— WHO のプレスリリースは、以下参照 ——

<http://www.who.int/mediacentre/news/releases/2006/pr69/en/index.html>

—— WHO の公表する模倣医薬品の統計については、以下参照 ——

<http://www.who.int/mediacentre/news/releases/2006/pr69/en/index.html>

—— WHO の IMPACT については、以下参照 ——

http://www.who.int/medicines/services/counterfeit/faqs/count_q-a/en/index.html

・ドイツ連邦司法大臣、模倣品・海賊版対策について演説

ドイツ連邦司法省 (Federal Minister of Justice) は、ブリギッテ・ツィプリース (Ms. Brigitte Zypries) 司法省大臣が、11月16日に開催された「2006年度商標フォーラム (German Trademark Forum 2006)」で模倣品・海賊版対策について連邦政府の対処などとともに演説を行った旨、同日付けでプレスリリースした。同フォーラムは、司法省に属する特許・商標庁及び連邦特許裁判所が民間を招いて開催したもの。同演説の概要は以下の通り。

I. 模倣品の危害

知的財産権保護の問題に取り組むには国と経済界が力を合わせる必要があり、商標権海賊行為から来るアイデアの横取りは我が国経済に多大な危害をもたらす。具体的なデータは次の通り。

- ・欧州委員会の推定では、国際取引に占める模倣品の割合は5～9%に達する。
- ・繊維製品部門だけでもオンライン取引される商品のおよそ60～70%が模倣品。香水は30～40%。
- ・工業所有権センターによると、この数年間に押収された商品の3分の1はインターネット取引に由来する。
- ・世界保健機構 (WHO) によると、国際取引される医薬品の約10%は模倣品で、半数以上は製品に医薬成分が全く含まれていおらず、含有分量が間違っていることも多く、成分に不純物が混じっていて治療薬ではなく疾病誘発物である場合が大半。

II. 連邦政府の対策措置

知的財産権の実効性向上に向けた法案を準備中であり、法案の概要は以下の通り。

- ・原告側は直接の権利侵害者ではない第三者からも情報提供を求めることが出来る。これにより、権利侵害が明らかならば訴訟の事前段階でインターネット・プロバイダーなどに対する情報請求権を得て、権利侵害行為の黒幕を追跡し易くなる。
- ・権利侵害がほぼ確実であれば、証明書の提出を求めたり、物件の視察許可を求める権利が発生する。これにより、納品業者や輸送業者の協力を求めたり、場合によって銀行関係など会計、取引などの書類閲覧までも可能となる。
- ・通信アクセスデータの入手が可能。回線所有者のIDや接続機関などの情報開示が裁判所命令を基本に可能となる。インターネットでの音楽の違法コピーデータ配信の取締まりなどに際し負担が減る。

III. EU, G8

海賊行為の取り組みは国内だけでは不十分で、欧州レベル、国際レベルの協力が不可欠。商標権連盟は威嚇効果を期待するには罰則を厳しくしないといけないとしている。欧州委員会は加盟国の刑法の歩調を合わせるべく4月に指令草案を発表 (注1) したが、組織犯罪に係るケースが増えており必要な対処。

ドイツが欧州理事会の議長国を務める2007年上半期は、知的財産権の保護は重要問題

となる。同指令草案審議の前進に全力を投じたい。域内の刑事捜査官庁の国際協力体制を強化することも目標の一つ。

G8 諸国の枠内でも一連の措置に合意したので、知的財産権の世界的レベルでの保護改善に向けG8 を活用していきたい。このために振興成長国との話し合いも深めていきたい。専門家グループが知的財産権の保護に向けた国際法上の枠組みを強化すべきか否かについて調査する予定。

海賊行為が経済や消費者にとってどのような損害や危害を意味しているのかもっと強く意識に訴える必要がある。司法省としては経済界と協力して社会にアピールし、市民の注意を喚起する戦略を継続していく。

I V. 経済界の対処

商標の海賊行為に対抗するには、経済界も積極的に動くことが求められる。繊維業界の例では、5月にドイツ繊維・医療品総合連盟が中国の中心的連盟と合意書を取り交わし(注2)、両当事者とも、知的財産権の侵害を厳然と断罪し、知的財産権の保護に向けて、国内のみならず国際的にもロビー活動を推進することを約束している。また各連盟に所属する企業が知的財産権を侵害していると判明した場合に対抗措置を取るほか、ドイツと中国の企業が関係している侵害行為を察知した場合には相互に情報交換すること、また未解決の事件の解明を相互援護する点などが取り決められている。中国ばかりでなく、その他諸国の連盟組織を仲間に加えるという攻めの姿勢は、業界自身が出来る事柄を示すよい例。

V. 中国

中国でも知的財産の持つ価値認識が高まり続けている。中国経済が上昇気流に乗っていることも主な理由。単なるコピーからエネルギーを研究開発に向けるようになってきている。昨年初めて中国で申請された特許のうち、自国企業による申請が外国企業の申請を上回った。これを背景に中国政府も公式に海賊行為取り締まりに乗り出した。3週間前に中国の呉愛英(Wu Aiyong)法務大臣がベルリンを訪問した際にも感じた。二国間協力体制拡大の協定を交わしたが、ここでは特に知的財産の保護を視野に入れている。

来年行われる独中法治国家の対話(注3)では知的財産権の保護を中心的課題の一つとし、中国側関係者の意識向上を図りたい。

V I. 商標

商標権の効果的な保護には、国と経済界、刑法に従った制裁措置とともに民事面からの法の実効性改善、国内に加えて国際的に動く必要がある。連邦政府は商標連盟とともに商標海賊行為取り締まりに努力していきたい。

(注1)

——— 欧州委員会が発表した同指令案については、欧州知的財産ニュース 2006年4～6月号 (Vol. 13) 第17頁(下記URL参照。)参照 ———

http://www.bmj.bund.de/enid/7cbb68f61cb3214c970a35aa2a3496e8.0/November/ss6_ssss_2_6_-_Markenforum_2_6_zd.html

(注2)

—— ドイツと中国の繊維産業界間での協定締結については、欧州知的財産ニュース2006年4～6月号 (Vol. 13) 第18頁 (下記URL参照。) 参照 ——

http://www.bmj.bund.de/enid/7cbb68f61cb3214c970a35aa2a3496e8.0/November/ss6_ssss_2_6_-_Markenforum_2_6_zd.html

(注3)

—— ”法治国家の対話”については、欧州知的財産ニュース2006年8～10月号 (Vol. 15) 第9頁 (下記URL参照。) 参照 ——

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/news_015.pdf

—— ドイツ連邦司法省のプレスリリース (ドイツ語) は、以下参照 ——

http://www.bmj.bund.de/enid/7cbb68f61cb3214c970a35aa2a3496e8.0/November/ss6_ssss_2_6_-_Markenforum_2_6_zd.html

《特許情報・電子出願》

・スイス連邦知的財産庁、2005年の年報を公表

スイス連邦知的財産庁 (Swiss Federal Institute of Intellectual Property) は、2005年の年報を11月までに公表した。概要は以下の通り。

- ・特許出願件数は、2,101件で、前年の2,176件から3.4%減少。うち外国からの出願件数は、456件で、前年の416件から9.6%増加。
- ・特許登録件数は、761件で、前年の688件から10.6%増加。
- ・欧州特許について、スイスを指定国とする出願件数は、82,146件で前年の77,567件から5.9%増加。登録された欧州特許は29,582件で前年の31,015件から4.6%減少。
- ・PCT出願でスイスを指定国とするものは、778件で、前年の757件から2.8%増加。
- ・商標出願件数は、13,872件で、前年の13,496件から2.8%増加。このうち電子出願は10,761件で、前年の8,923件から20.6%増加。
- ・商標登録件数は、12,000件で、前年の12,016件とほぼ同じ。

—— 年報全文は、以下参照 ——

<http://www.ige.ch/D/institut/documents/102jb06d.pdf>

《その他》

なし